

宝塚市表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民文化の向上に顕著な功績をあげた者、市民スポーツの振興に顕著な功績をあげた者及び市民生活の各分野において長年にわたり市民の模範として本市のまちづくりに顕著な功績をあげた者を表彰することについて必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、宝塚市市民文化賞（以下「市民文化賞」という。）、宝塚市市民スポーツ賞（以下「市民スポーツ賞」という。）及び宝塚市すみれ賞（以下「すみれ賞」という。）とする。

(表彰の対象者)

第3条 表彰の対象者は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

1 市民文化賞

- ア 学術的研究を通じて文化の向上発展に貢献し、その功績が特に顕著である者
- イ 芸術、芸能等の活動により、文化の向上発展に貢献し、その功績が特に顕著である者
- ウ その他市民文化賞の表彰に値すると認められる功績があった者

2 市民スポーツ賞

- ア スポーツ競技において、特に優秀な成績を収めた者
- イ スポーツの振興において、その功績が特に顕著である者
- ウ その他市民スポーツ賞の表彰に値すると認められる成績及び功績があった者

3 すみれ賞

- ア 自治行政の振興発展に貢献し、その功績が特に顕著である者
- イ 社会福祉の充実並びに市民生活の安全向上に尽力し、その功績が特に顕著である者
- ウ 環境美化の向上に尽力し、その功績が特に顕著である者
- エ 平和事業並びに国際交流事業の進展に貢献し、その功績が特に顕著である者
- オ その他すみれ賞の表彰に値すると認められる功績があった者

(特別賞)

第4条 市長は、第2条に定めるもののほか、特に顕著な功績があった個人又は団体に対し、特別賞を贈呈することができる。

(推薦)

第5条 被表彰者の推薦は、別に定める様式により各所管部課長が行う。

(選考)

第6条 被表彰者の選考は、推薦された者の中から宝塚市表彰者選考委員会の審議を経て市長が決定する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、市長が表彰状を授与して行う。

(表彰の期日)

第8条 市民文化賞、市民スポーツ賞、すみれ賞及び特別賞の表彰は、市長が別に定める日に行う。

(記録及び公表)

第9条 市長は、表彰を行なったときは、被表彰者の氏名及び事績を公表するとともに、被表彰者名簿に登載し、永久に保存するものとする。

(施行の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年8月22日から施行する。